

## 障がい政策課・障がいサービス課 組織改正概要

障がい分野における、複合的な課題を持つ方への支援の充実を図り、相談・サービス窓口の明確化と区民の利便性を図る目的で、窓口及び業務を再編しました。

### 1 業務体制の整理

- 各福祉事務所の障がい者支援係を障がいサービス課の所管とし、「区役所内窓口」と「地域窓口」に再編。
  - ※区役所内窓口…身体障害者手帳の申請・交付、愛の手帳の交付、各福祉手当の申請など。
  - ※地域窓口…居宅支援、就労支援、居住（グループホーム等）支援、移動支援など。
- 障がい政策課と障がいサービス課を「企画立案部門」と「サービス提供部門」に再編。  
（裏面参照）

### 2 窓口の一体化

- 「地域窓口」を、赤塚及び志村福祉事務所から、赤塚及び志村健康福祉センター内に移設。
  - ※板橋地域については本庁舎に配置し、近接する板橋健康福祉センターと連携する。
- 精神や知的などの障がいを複合的に抱える方について、一貫して支援できる体制を整備。
- 精神に不調を抱える人から、精神障がいを抱える人までの支援を、保健と福祉が一貫して行うことができる体制を整備。

### 3 連携の強化

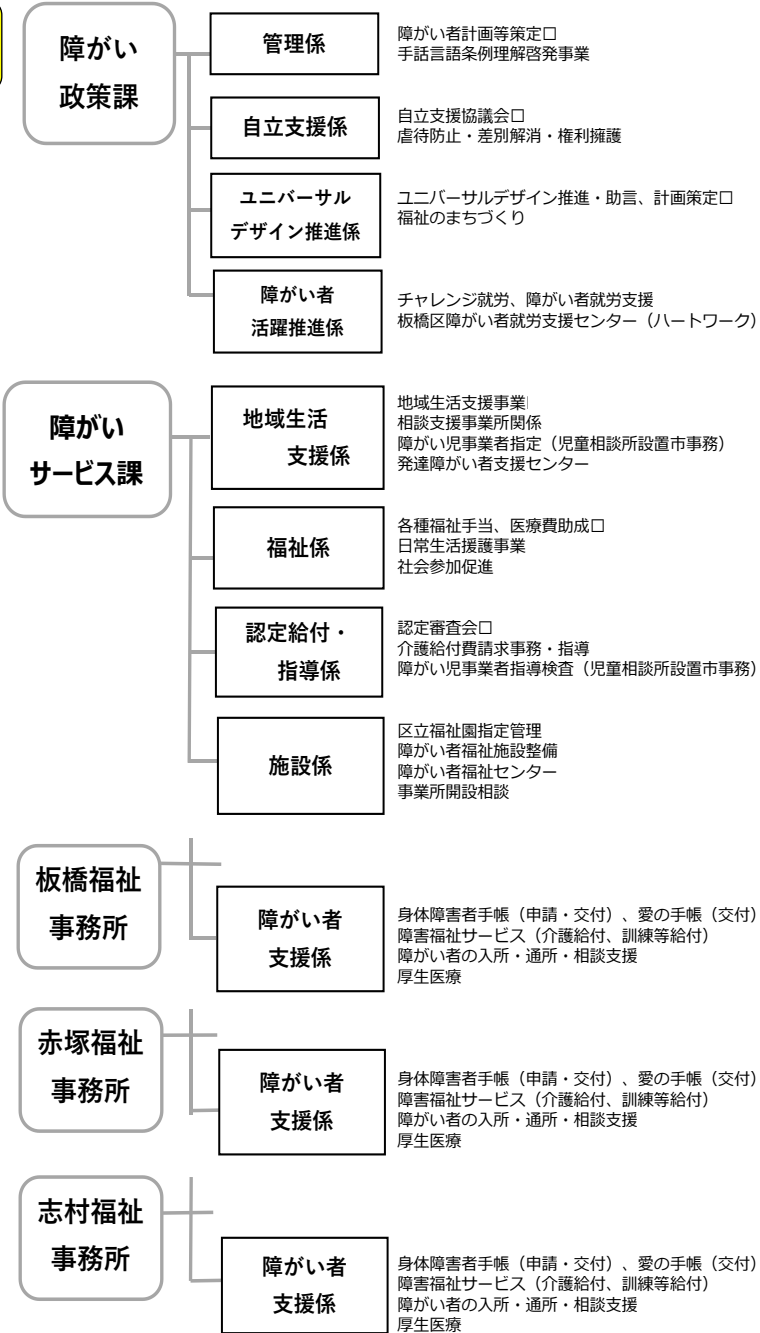
- これまで「保健」と「福祉」それぞれの立場で支援を行ってきた対象者について、連携体制を整備し、一貫した支援や複雑・困難化する事例に対応するための体制を整備。

### 4 障がい児支援の強化

- 障がい児等の支援の専門相談窓口として「障がい児支援係」を本庁舎内に設置。
- 家族、きょうだい児への支援を実施。
- 子ども家庭部や教育委員会などの関係所管との連携を強化。

障がい政策課・障がいサービス課 組織改正概要

旧



新

